

産業構造審議会 第5回グリーンイノベーションプロジェクト部会

議事録

- 日時：令和3年9月17日（金）14時～16時
- 場所：オンライン開催（Webex）
- 出席者：益部会長、伊藤委員、大野委員、國部委員、栗原委員、関根委員、玉城委員、宮島委員

■ 議題：

1. 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の変更等について
2. プロジェクト間連携のあり方及びNEDOにおける体制整備について

■ 議事録：

○益部会長 時間が2時4分になりましたので、ただいまより産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会の第5回を開催させていただきます。本日はオンラインでの開催となります。

委員の出席でございますが、8名の委員が御出席しております。なお、それぞれ所用のため、南場委員が御欠席、玉城委員、宮島委員が遅れての御参加、栗原委員が途中での御退席の予定となっております。

まず、議事に入る前に、本部会の議事の運営及びオンライン会議の注意点について事務局から説明をお願いいたします。

○笠井室長 事務局でございます。開始が遅れまして大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

本日につきましても、プレス関係者を含めまして、会議終了までユーチューブによる同時公開としております。また、会議の資料や会議終了後の議事概要につきましても、これまでと同様ですけれども、経済産業省のホームページに掲載をいたします。

事務局からは以上でございます。

○益部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題は、お手元の資料にございますように2つございます。おおむね1時間ずつで進めさせていただければと思います。

また、急遽本日開催させていただきましたのは、基本方針に関わること、あるいは実際にプロジェクトが一部採択されてスタートし始めているのですが、やはり基本的に部会できっちとした議論をさせていただくことがこのグリーンイノベーションプロジェクト推進のために非常に重要であると判断いたしまして、皆様方にも意見を伺いながら、本日の開催に至ったということでございます。

それでは、早速、まず最初の議題1、グリーンイノベーション基金事業の基本方針の変更等について、事務局より資料2に基づいて説明をお願いいたします。笠井室長、お願ひいたします。

○笠井室長 事務局でございます。

それでは、資料2を御覧いただきながら御説明できればと思います。よろしくお願ひいたします。

おめくりいただきまして、右下のページ番号2番のところを御覧いただければと思います。

この基金の基本方針の中には、基金の実施主体について規定している部分がございますが、本日はそれについて少し変更、追加をさせていただきたいということで議題に上げさせていただいてございます。

それで、1つ目の黒丸のところですけれども、プロジェクトの実施に必要となる基盤技術等の研究開発に大学や研究機関等が参画する場合については、現行の基本方針の中では、プロジェクトの参画企業等からの再委託、またはコンソーシアムの参加者の形態を取ることを想定する、原則とするという記載になっているということでございます。

しかしながら、下にありますような、例えば基盤技術のような研究を行う場合には、こういった形を取ることがなかなか難しかったり、またはこういう形を取ること、再委託とかコンソーシアムの形を取ることで事業がうまくいかないおそれもあるということでございますので、そういった点は、今回この基本方針の中にある意味で例外として規定させていただきたいということでございます。

例えばですけれども、下にありますように、あるプロジェクトを実施するといったときに、参画企業との関係、例えばこの企業Aというところを御覧いただきまして、この企業Aと再委託もしくはコンソーシアムを組んでプロジェクトに臨んでいただくというのが原則、基本的な形と御理解いただければと思います。

しかしながら、一部、例えばこの下にありますように、大学とか研究機関がプロジェク

トの実施に必要となるような基盤的技術等の研究開発を担う、このようなケースの場合、例えばこれはプロジェクトに参画している企業との関係ではもちろんのですけれども、プロジェクトに参画していない、プロジェクト外の企業との関係においても、情報の共有であるとか成果のフィードバックを行うといったような形で関係性を持つ、相互に連携をしていくということが場合によっては有用であり、同時にプロジェクトに参画する企業にとっても有用であるというようなことがケースとしてはあり得るかと思います。

例えば、評価技術のようなもの、開発した技術の評価をする基盤みたいなもの、それからデータを集めまして、それを解析して、その解析したデータを提供していくようなデータの基盤になるようなものを構築するときは、これに参画する、情報を含めて共有できる者が広がれば広がるほど、その中身がよりよいものになっていく。このような要素もあるかと思います。

そういった場合に、例えば企業Aの再委託もしくはコンソーシアムということで、企業Aとの関係が極めて明確な形で事業が推進されると、なかなか競合企業の方にとっては、そこに情報を提供するといったようなこと、協力するといったようなことが難しいといったようなケースも場合としては想定されるというようなことでございます。そういった場合については、形としてはまず、公募のときに基盤的な技術の取組の部分についてのみ、場合によっては大学や研究機関等が単独で応募し、その上で、採択された後に、採択された別の企業であるとかコンソーシアムとの関係でしっかりと連携して事業を進めていく。こういった形を取れるようにすることで、このプロジェクト外の企業の参画であるとか協力であるとか、こういったものを得られるようにして、成果が上がるようにしていきたい。このようなことで考えてございます。

そういう意味で、この一番上の四角の黒丸ですけれども、このようなケースについては、プロジェクトに参画する企業等との採択審査後に連携すること、これを必ず要件としまして、例外的に大学とか研究機関等による単独での応募を認めることとしてはどうか。このように考えてございます。

この中で書きましたとおり、あくまでこの大学とか研究機関等の取組というのは、プロジェクトに参画する企業の社会実装に向けた取組の中で必要になる基盤的な技術を提供するということでございますので、そういった関係性の中で、ちょっと言い方がよろしくないかもしれませんのが、決して研究機関や大学の研究のための研究ということではなくて、企業にとっての社会実装に必要となる基盤的な技術の研究をし、その成果を提供するとい

うことにしっかりと注力した形で実施していただき。こここのところを担保していきたいと考えてございます。

この件につきましては、正直に申し上げますと、こういったところが基本方針の中で明示的にしっかりと整理されていない中で、先般採択されました水素関係のプロジェクトの中でこういった形での公募を実施したという経緯がございます。その中では、こういった基盤的な技術ということで、大学、研究機関等の取組として単独で公募しまして採択すること。これが事業の成果を上げる上で有用であろうということで、そういう実施をしたということなのですけれども、この部会、それからこの基本方針との関係においては、そこの整理が明確でないという中でそのような形になったことについて、この部会の皆様にまず御報告をし、おわびをしなければいけないということだと思います。また同時に、こういった形できっちりと整理をして、合意がいただけまして前に事業を進めていくということが極めて重要なと思います。この点については、我々の中でそういったことも想定されるだろうと思っていましたが、この基本方針の中で改めてしっかりと記載させていただきまして、明確にした上で事業を進めてまいりたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、右下3ページのところですけれども、実際の基本方針の追記というところ、赤字下線のところのような追記をしたいと考えてございます。ただ、この黒字のところですけれども、基本的に実施主体については収益事業の担い手である企業を主体とする。その上で、企業の社会実装に必要な技術開発を行う再委託先やコンソーシアムの参加者として、大学、研究機関、技術研究組合の参画も想定するという原則でございます。その上で、今申し上げたような例外的なこともしっかりと想定し、この基本方針の中に盛り込みたいということで、「ただし」以下の文を追加いたしました。読み上げますと、

プロジェクトの実施に当たって必要となる共通基盤技術の開発等に限っては、採択後実施企業等と連携することを要件として、大学や研究機関等のみで応募することも可とする。この場合、当該方式で採択された大学や研究機関等の代表者は、後述のWGにおける実施企業等の経営者との対話の場に出席し取組状況について説明を行うこととし、実施企業等の関連する取組の全てが中止となる場合には、それと連携する大学や研究機関等の取組も中止する。

このように規定をしたいと考えてございます。

それから、少し関連しまして、ページを進んでいただきまして、右下のページで見まして5ページ目のところですけれども、これに絡めまして、この基金の事業の中では、事業に取り組みます企業においては、成果の最大化に向けた仕組みということでコミットメントを高める仕組みを導入し、その対象にしているということでございます。

1つ目は、取組状況が不十分な場合の事業の中止、国費負担額の一部返還ということ。

2つ目は、目標達成度に応じた国費負担割合の変動。これはつまりインセンティブということですけれども、追加的に基金からお金をお出しするといった仕組みを導入するということにしまして、社会実装に取り組む企業にとっての、ある意味のインセンティブ、コミットメントを高める仕組みとしたいということで運用していくということにしてございます。

この点につきまして、通常の再委託であるとかコンソーシアムの形式で研究機関等が入られた場合については、当然その取組のヘッドたる企業がこのコミットメントを高める仕組みの中でガバナンスが利いてくるということだと思います。そういう中で、その主体として研究機関等が直接この規定が適用されるということではないかと考えておりますけれども、今回、単独で応募をする研究機関等というものを定めた以上、これらの仕組みについても一定の整理の下に適用というのを当てはめていく必要があろう、適用していく必要があろうと考えてございます。そこをこの「なお」以下のところで整理いたしました。

この点も読み上げますと、なお、単独応募の研究機関等については、この上のところの①に定める取組状況が不十分な場合の事業中止の対象とする。その上で、この(1)は、すみません、ここに書いてありませんけれども、経営者のコミットメントを明らかにした長期的な事業戦略ビジョン、これは応募の際に応募者から提出いただく書面のことを意味していますけれども、これに相当する書面の提出をしっかりと求めていく。つまり、企業の経営者と同じく、この基金プロジェクトの中でどういう取組をするのか、それから企業の社会実装に向けた取組に対してどのように貢献していくのか、このようなことをしっかりと表明して提出いただきたい。このように考えております。それが不十分である場合については、先ほど申し上げましたとおり事業を中止するということもあり得るという前提の下に応募いただくということにしたいと思ってございます。一方で、その先ですけれども、収益事業を担う企業との相違、違いを踏まえまして、①のうち国費負担額の一部返還ということ、それから②に定める目標達成度に応じた国費負担額の変動、これはインセンティブ

の追加的な基金からの支出ですけれども、これについては適用しない。こういうことで整理をしてはどうかと考えてございます。

その他のページにつきましては、この変更に伴いまして、ある意味修正が関連する部分についての追記をしたということでございます。中身的には今御説明した内容を個別に書き下したということになりますので、個々のページについての御説明は割愛させていただければと思いますが、いずれにしましても、今回このような形で実施主体について研究機関等というものがどういった場合に単独での応募というのがあり得るという形にするのかというのと、ある意味、この仕組みの中でそれをどのようにガバナンスしていくのかということについて、基本方針の中に今回追記したいと考えているということでございます。

1点目は以上になります。

あわせまして、2. のところ以下も御説明できればと考えてございます。

2. ですけれども、これはTRL等に応じた官民の役割分担の在り方ということで、これは前回の部会で御審議いただいた内容になります。赤字に下線を引いてあるところが前回から少し追加させていただいた部分になります。この点だけ御説明をさせていただきまして、部会の中で御了解いただきたいと考えてございます。

「ただし」以下のところに書いてあることですけれども、ポイントは、原則としてTRL4を基金事業の主な対象とすると書いた上で、その例外として、TRL3を対象にするというケースもあるうということで、これはどういった場合には認めるのかということを少し追加させていただきました。

これは端的に申し上げますと、TRL3の研究の成果は、研究機関が行うのか、企業自らが行うのか、いろいろなケースがあると思いますけれども、いずれの場合にも、その成果をしっかりと企業が社会実装に向けて取り組むということを応募のタイミングでしっかりとコミットしていただく。コミットしていただいて、これが見えない場合については採択ができないという前提の下に、TRL3のものについても一部対象に含めていってはどうかと考えてございます。

下の矢羽根のところですけれども、2つ目のところです。ただし書にあるようなこういった研究開発項目を含める場合には、採択審査においてはワーキンググループの委員の皆様に審査で応募者のコミットメントを見ていただく。これはほかの事業でもやっているところですけれども、当然同じように見ていただきまして、そこでしっかりと審査をしていただくということ。それから、TRL3ということで、まだ実証設備等々が大きなものが

必要になってくる前の段階ということだと思いますので、事業としても小さい額で始めまして、それで可能性をしっかりと把握した上で、ステージゲート等の中で可能性のあるものには、その後もしっかりと資金を張っていくということ。それから、可能性の必ずしもないものについては、中止をするということも含めて、しっかり見極めていくという前提で、こういったTRL3のものについても基金の事業で一部実施をすることがあり得ると整理をさせていただきたいと考えてございます。

この紙につきましては、基金の運営の基本的な考え方ということになろうかと思います。基本方針の別添のような形で、これもしっかりととしたルールとして整理をし、基本方針の一部として運用していきたいと考えてございます。

それから、ページをおめくりいただきまして、3. 以下のところですけれども、12ページのところになります。これについては個別には時間も限られておりますので、言及は差し控えたいと思いますけれども、各プロジェクトの進捗状況についてということで、それぞれワーキンググループで議論が進んできておりまして、公募に至る案件も出てきております。5番、6番の製鉄プロセスにおける水素の活用であるとか、燃料アンモニアサプライチェーンの構築というところについては、まさに今週公募にかかっているということでございますし、その他のプロジェクトについても、公募に向けた調整中という案件も複数あるというところで、順次、各プロジェクトの議論、それから公募に向けた取組というものが進んでいるというところでございます。

その後のページについては、公募にかかっているプロジェクトの参考を載せさせていただきましたが、これについては今回御説明は割愛できればと思います。

ページ飛んでいただきまして、最後、18ページですけれども、部会の中で前回も含めて様々御意見を頂戴しております。我々からもこういった点を今後議論していきたいという論点も提示させていただいてございます。そういう中で、今後、部会で御審議いただくことを想定している事項ということで、この2つに限るということではないですけれども、前回申し上げましたとおり、その評価を踏まえた柔軟な資源配分の在り方の加速、それから中止の在り方、こういったこともしっかりと整理をこの後して、御議論いただきたいと考えてございます。

それから、2つ目として、この成果の社会実装という意味では、スタートアップ企業等との連携というのも重要になってこようかと思います。そういう意味で、こういったものをどのように促進していくのかというようなことも検討しまして、また御議論いただけ

ればと考えてございます。これらについて、また引き続き我々の中でも検討してまいりたいと思っておりますし、この2点に限らず、委員の皆様からも御提起いただきました論点について、また改めて整理をしまして、御議論いただければと考えてございます。

一旦、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○益部会長 ありがとうございます。それでは、早速でございますが、質疑に入らせていただきたいと思います。

いつもとは逆に、資料1の委員の名簿のあいうえお順の逆から、今日最初に御発言いただければと思います。急に言うとびっくりされたかもしれません、すみません。一番最初に宮島委員からお願ひできますでしょうか。1人3分程度でいただけると大変ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○宮島委員 ごめんなさい、所用で遅れて参りまして、今し方席に着いたところでございまして、ちょっとだけごめんなさい。先にほかの方から始めていただければ。申し訳ない。

○益部会長 分かりました。とんでもございません。それでは、2番目の関根委員、いらっしゃいますでしょうか。お願ひします。

○関根委員 関根でございます。よろしくお願ひいたします。

事前の御説明の中でも申し上げたことの繰り返しになってしまふ部分があることをお許しください。大学が基盤試験のようなことを請け負うということに関してのコメントをまず申し上げたいと思います。

産総研のような公的機関が基盤研究を受けるというのは、場所につくものであります、例えば人が定年になったり、転職、退職をしたとしても、部署として継続性を持って、そこに入れた機械を使って試験なり評価をずっと続けていくことが担保されると思います。一方で、個人の大学の先生がヘッドとなって受けた場合、これは継続性が担保されないことになります、何かの理由で中止となった場合、もう一回その評価をやる機関を選定し直すということになるということで、これはなるべく運用として大学が主体となるべきではないのではないかと感じているところです。

なので、表現としては公的研究機関、大学、組合などという形であるかと思いますが、実際のところ、大学がこれを背負っていくことは不可能ではないかと感じております。いわば個人商店が継続性を持てないので一緒にあります、これはショッピングモールのような形で、そこに個人商店が入る分には継続性が担保できるわけですが、個人商店の連な

った商店街というのが果たしていいのかどうかというところは、非常に大きな疑問を持っているところです。

そういうことで、共通基盤については重要なことは認めますし、これをどなたかがしっかりとやる必要があるということは大いに賛成いたしますが、それはやはり公的研究機関が中心となって請け負うべきであり、大学が請け負うべきではないと感じております。

以上でございます。

○益部会長 ありがとうございます。次、栗原委員、いらっしゃいますでしょうか。よろしくお願ひします。

○栗原委員 栗原です。

まず、実施主体に関する整理で、大学、研究機関が単独で行うような場合の追加ですけれども、これは今回のケースのようにあり得るということを想定して、ルールづくりをしたことは適切ではないかと思います。今回のルールでは、応募機関が大学または公的な研究機関であるということは、あくまでも原則ではなくて例外であり、例外が認められるのは、1つは、研究のための研究ではなく、実装されるプロジェクトに対して寄与しているという点。それから、この技術があらゆるものに対する基盤的な技術であるとか評価という位置づけではなく、想定する連携プロジェクトがあり、そのプロジェクトの中の1つの要素である事が事前あるいは事後に確認される必要があるという点。これらを要件に認められると理解いたしましたので、そういうことであれば、採択の趣旨には沿うのではないかと思います。その辺を事前または事後にきちんと確認していただきたいと思います。

2点目の官民の役割分担。委託なのか補助なのか、あるいは補助率をどうするのかというところについては、形式的、機械的に当てはめるものではないけれどもとは書いています。ただ、技術レベルに応じてもリスクも異なってきますし、それに対して委託あるいは補助という違いをつけて進めていくということについては賛同いたします。

以上です。

○益部会長 ありがとうございます。國部委員、いらっしゃいますでしょうか。

○國部委員 國部です。ありがとうございます。

基本方針の改定に関して、研究機関等を単独で採択することの是非、研究機関等のコメントをいかに求めるか、という2点について、私の考えを申し上げます。

まずは、研究機関等を単独で採択することの是非について。この基金事業の目的は、民間の挑戦を長期、大規模に後押しすること、すなわち、カーボンニュートラルの実現に向

けたイノベーションに取り組む企業等の収益事業の担い手を支援するものであり、基金の設立趣旨からすると、研究機関等を実施者として単独で採択することには少し違和感があります。もっとも、プロジェクトを社会実装するためには、共通基盤技術の開発等が必要なケースも数多くあることから、基本方針でも研究機関等は再委託先やコンソーシアムの一員として参画することが想定されており、これが原則と考えます。ただし、研究機関等が単独で主たる実施者となるほうが大きな成果を期待できるケースにおいては、実施者と連携することを要件として、例外的に認めるることは許容できると考えます。

次に、研究機関等のコミットをいかに求めるかについて。この基金事業の特徴は、実施者に対して強いコミットメントを求めることです。研究機関等が単独で参画する場合にも、企業同様に強いコミットメントを求めるべきであり、この点を基本方針に明確化した点は適切と考えます。

また、取組状況が不十分と評価され、事業中止の対象となった場合でも、国費負担額の一部返還等が免除される点については、営利企業等と異なる研究機関等が一旦受領した資金を返還することが難しい点は理解できます。しかし、委託事業を適切に実施できていると言えない状況にある場合などには、違約金が発生し得ると事務局から聞いており、この点については、基本方針の中で何らかの形で明確化しておいたほうが国民から見て分かりやすいのではないかと考えます。

私からは以上です。

○益部会長 ありがとうございます。大野委員、いらっしゃいますでしょうか。お願ひします。

○大野委員 大野です。どうもありがとうございます。

國部委員がご発言されたこととほとんど重なります。今回、こういう変更については結構ではないかというのが結論でございます。ただ、ここに至るまでには、基本方針をここで公開して議論していたわけですので、それと異なる取扱いが先行して行われたように見られるようなことは、今後留意すべきことであろうかと思います。それを前提としまして、研究機関が単独で基盤的な技術を担うという意味で手を挙げるということについては、その必要性がある場合に当然限るわけですから、やってもよろしいという形で基本方針が変更されたことに賛成したいと思います。

もう一点、大学のコミットメントということに関しましても、近年、産業界との連携においても、組織対組織の产学連携が進んでおりまして、大学はもちろん個人商店の集まり

という面は強く持っていて、それが大学の特徴でもあるわけですけれども、一方で、組織としてきちんと運営するという側面もございます。そういう意味で、これも國部委員がご発言されたことと重なりますけれども、組織の長のコミットメントをきちんと求め、仮に人が入れ替わったとしても、その任務をきちんと遂行していただく立てつけの下で参画、あるいは手を挙げるということを許してよいのではないかと考える次第です。

私からは以上です。

○益部会長 ありがとうございます。最後という言い方はおかしいですが、まず1回目の、伊藤委員、お願いできますでしょうか。

○伊藤委員 伊藤でございます。どうもありがとうございます。

私はちょっとこの大学、研究機関等の大型プロジェクトは土地カンがないので、皆さんのお話を伺っていて、そのとおりだろうと思って聞いておりました。例外的という範疇で大学、研究機関が単独で応募を認めるということはあり得るのだろう。

その上で、これは質問になるのだろうと思うのですけれども、2ページの大きな枠の中に3つ項目があって、最後の項目です。この意味を教えていただきたいのですけれども、「このようなケースでは」の後に「プロジェクト参画企業等と採択審査後に連携することを要件として」と書いてございます。下に図があって、何となくこの図のメッセージは、企業Aや企業Bはプロジェクトに参加しているのだけれども、企業Dは参加していない。ただ、基盤研究みたいなものになってくると、企業Dとの情報の提供とか成果のフィードバックもあり得るということなのです。仮にそういう形で大学、研究機関に単独で応募を認めた後、その次のプロセスなのですけれども、2つ条件があるのかな。つまり、参画企業のどこかとは必ず連携しなければいけないということなのか、あるいは参画企業以外のところとだけ連携するということは認めないのかとか、この辺りをもう少し、どういうことを意味しているのか、ぜひ教えていただきたいと思います。

以上です。

○益部会長 ありがとうございます。笠井室長、今の伊藤委員の御指摘のところの、今現時点で考えている状況について説明していただけるとありがたい。

○笠井室長 承知いたしました。今の伊藤委員の御質問の件ですけれども、考えていることとしましては、このプロジェクトの中で採択される企業というものはあるわけです。採択後にこことの連携をしてくださいということなのですけれども、採択される企業については、それぞれこのプロジェクトの中に研究のテーマが幾つか複数並んでいたりとか、

研究テーマとさらにその社会実装に向けたテーマが幾つか複数含まれていることがあるかと思います。そういう場合にそれぞれ、企業Aは例えばプロジェクト全体の中におけるAの要素をやります、企業Bは要素としてはBのところをやりますという形で、必ずしも全部が同じことをやるわけではないので、そういう意味で、それぞれの要素を担う企業との関係で、採択後に必ずこの大学、研究機関が連携をしてくださいということを応募の条件とさせていただくということで整理をしたいと考えています。

要すれば、プロジェクトで採択された企業との関係では、この大学、研究機関が担う基礎的技術が必要な企業に対して、そことの関係では連携をしてくださいということを要件としていることでございます。

○伊藤委員 では、Dとは別に連携しても構わないということですか。

○笠井室長 Dとの関係では、ここは別に必ず連携しなければいけないということではないですけれども、もしこういう連携が有益であるといった場合には、こういうことも活動としてはやっていただければいいのではないか。それが望ましい場合は、そのほうがより成果が出るという意味では、こういうことも当然考えるべきであろうということでございます。

○伊藤委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○益部会長 ありがとうございます。宮島委員、もしよろしければコメントいただけるとありがたいのですが。

○宮島委員 先ほどは失礼いたしました。宮島です。

私も今回の変更の基本的な考え方については賛成ですが、心配なところはあります。

1つは、私の印象でも、大学というのは収益企業に比べてその組織への帰属意識というのが同じぐらい強いものなのかどうかというような部分で、完全にそこの責任を継続的に持てるかということに関しては疑問があります。ただ、いまは企業間においても人の異動ということは比較的普通にありますし、必ずしも大学だったらこう、企業だったらこうと言えるものではないと思うので、皆さんおっしゃるように例外としてはあり得るという形で認めた上で、それぞれのプロジェクトを見るときに、ちゃんとそこが継続的に、かつ責任を持ってできる体制なのかということをしっかり見ていく必要があるのではないかと思います。

あと、同じように、例外として、一部返還を求めないということもあるのですけれども、それは理論上は確かに分かるのですが、返還義務があるということがほかの企業とかのし

っかりとしたコミットメントを縛っている部分でもあると思うので、例外に関しては返還がないということが緩み、あるいは、多少そこのコミットメントが弱くてもいいというようなことにつながらないようにというところはしっかり抑える必要があるのではないかと思います。

以上です。

○益部会長 ありがとうございます。一通り皆様方から御意見いただいたところですが、少しだま、2巡目という言い方はおかしいですが、補足的に御意見のある方、挙手をしていただくなお声を発していただくなお願いできますでしょうか。

もしあれでしたら、部会長として、今回大野委員からも御指摘がありましたように、基本方針があつて、実際にこれは走りながらやっている部分もあるのですが、基本方針と一部ずれたというか、矛盾したようなことが動いていたことについて、今後そういうことがないようにということは部会長としてもきっちりと、こういう経験を生かして、基本方針から少しずれるような場合、例外的に基本方針とは違うことのほうがいいというような場合には、まず部会等で議論して進めるということにさせていただきたいと思います。それもあったので、今回も部会を開いて、再度、本当に大丈夫か、いいのかということをここで議論させていただいたというように皆様方に御理解いただけると大変ありがたいと思います。

それと、幾つか、国研のような研究機関の場合と大学の差についてですが、部会長としてではなく、仮に一人の大学の学長として述べるのであれば、大野先生も私と同じような立場にあるのですが、最近は大学も、もちろん個人の研究でやっているのですが、組織としてのコミットメントを求められる事業は実は多々あります、場合によっては学長が替わっても、大学組織としてそういう事業を継続しなさいというようなコミットメントは求められることが非常に多くあり、組織としてコミットするということは、全てにおいてということにはいかないのですが、必要な場合にはそういうことができるという状況になっています。

それと、違約金の発生についての御意見も幾つかいただきました。これは國部委員、宮島委員からもいただきました。大学だからということで、理論上、大学であつても違約金が発生し得ることはあるか、あるようにちゃんとしておいたほうがいいのではないかという点については、少し議論が必要かと思います。

この点については少し引き取らせていただいて、考えていきたいのですが、国立大学の

学長という立場からいようと、国立大学はいまだにエンゲル係数100%というか、入ってきたお金は年度内で全部使い切りなさいというパターンで経営している立場からいようと、大変厳しいものがあります。組織で受けたものは責任を持ってちゃんとやりなさいというのは本当に痛いほど私どもは感じておりますが、そのための予算の自由裁量部分が大学、特に国立大学においてはないう現実もありますことを少し御理解いただけるとありがたい。これは一学長としての意見でございますが、そういうことがあります。部会長としては、國部委員、宮島委員の御指摘はそのとおりだと思っていて、ちょっと自分自身でも矛盾を感じているところはございます。ただ、部会としてはこれはきっちりと考えさせていただきたいと思っている点でございます。

何か補足の御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○笠井室長 すみません、部会長、ちょっとよろしいでしょうか。

○益部会長 どうぞ。

○笠井室長 事務局でございます。

今、國部委員と宮島委員からいただいた御指摘という点について、少し多分違いがあるのかなと考えております。宮島委員からいただいた御指摘というのは、まさにこの基金の事業の中における企業におけるコミットメントが不十分であった場合に一部返還をしてくださいという規定がありますということです。これを大学、研究機関にも当てはめるのかどうかといったところで、これについては緩みにならないようにという意味で、よく考えるべきではないかという御指摘を頂戴したのだと考えてございます。その点は議論があるかと思います。

國部委員からいただいたところは、その先というか、もう少し別の論点かと思いまして、これは委託契約、通常、基金の事業に関わらずですけれども、委託契約をNEDO等から行った場合に、委託先が契約の内容にたがうような行為をした場合については、一部違約金を頂くことがあります。これは契約に反する行為をしたので、ある種ペナルティーということなのですけれども、これは基金の事業に限らず全て、NEDOも含めて、あらゆる委託事業の中でそういうものが規定されていまして、これはこの事業でも当然適用され得るものであるということです。実際に契約のひな形の中にもそういったものが既に盛り込まれておりますし、そういうひな形ベースに契約を結んでいくということです。これを、國部委員の御意見としては、もしそういうものがあるのであれば、何らかこの基本方針の中で、これは一般則だけれども、こういうものもありますということを明記しておいては

どうかという御指摘を頂戴したのかなと理解しております。

○益部会長 ただ、NEDOとの契約をするときには、本当にやると言ったことをやらない重大な違反行為があった場合は返金させられますよね。

○笠井室長 今まさに違約金のところの運用の中に入ってくると思います。そういうたケースの場合は、おっしゃるとおりで、契約内容にたがうということですので、まさに違約金の運用というところでお支払いいただくというようなことが可能性としてあり得るということだと理解しております。

○國部委員 私が申し上げたかったことは笠井室長のコメントどおりで、委託契約書等に違約金について明記されるのであれば、事業方針の中にもそういったことを明記しておいてはどうかと。すなわち、研究機関等が受けた場合に、返還も違約金もないと捉えられると、企業には厳しく、研究機関等には甘いと受け取られかねないので、事業方針に明記してはいかがかという趣旨です。

○益部会長 分かりました。ありがとうございます。基本方針のところにもきっちりそのように出ているほうが、説明責任というか、甘くないのだということが説明できるという意味なので、それは少し前向きに考えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

ほかに御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

○栗原委員 すみません、今の点の確認なのですけれども、そうしますと、民間企業であっても、あるいは大学、研究機関であっても、そのプロジェクトの成果として中止に至るということではなく、やるべきことをやらなかつた、そういうた懈怠があつたり、あるいは自己都合というか、自分の機関の都合で本来できることを劣後にしてやらないというような場合に、契約違反ということで違約金を払わなければいけない、あるいは一部返還しなければいけないということが生ずるということです。この場合は、民間企業も大学、研究機関も同じ考え方だということでおろしいでしょうか。

それから、2点目に、今回の場合、例外として、想定プロジェクトにおける企業との連携がある場合に大学、研究機関への基金支出があるということなのですけれども、必ずしもそういった特定の企業との連携を想定しない、広くいろいろな企業に使ってもらう基盤的な評価技術ですか、試験技術ですか、そのような場合には、このプロジェクトの範疇というよりは、この基金の使用ではなくて、各機関の予算でプロジェクトを進めるということでよろしいのでしょうか。

○益部会長 ありがとうございます。笠井室長から。2点あったと思うのですが。

○笠井室長 端的に申し上げますと、いずれも委員の御理解のとおりということでございます。特に委託契約の場合については、これは委託契約の中でまさに相手方とNEDOの間でどういうことをするのかという契約を結ぶわけですけれども、この契約の中で書いたことをしっかりと実施しなければ、契約違反であるということで違約金が発生する可能性があるということでございます。これは相手方が官であろうが民であろうが同じということでございます。これは委託契約の場合はもちろんそういうことがあるということです。

2点目のところにつきましても委員の御理解のとおりでして、特に今回のプロジェクトを実施するに当たって、プロジェクトを実施する特定の企業にとって当然必要になるもの、社会実装に向けて必要になるような基盤的な技術を基金の中でやっていくということで整理をしてございまして、今回のプロジェクトの実施企業に必ずしも必要であるものではなかったりとか、その企業にとっても必要かもしれないけれども、より広く、社会一般にとって有益であるもの、基盤となるものをやりたいのだということであれば、それは必ずしも基金の事業で行うということではなくて、各機関の交付金であるとか、ほかの国の予算等々を改めて確保しながら実施していくというのは当然原則であろう、基本的な整理であろうと考えてございます。

○栗原委員 ありがとうございます。

○益部会長 よろしいですか。ほかに。

それでは、ありがとうございます。まだ少し残っているかもしれません、私も先ほど自分のコメントを述べさせていただきましたので、この基本方針の変更に関する討議は終了させていただきまして、本日皆様からいただいた御意見を踏まえて、最終的には経済産業省でまとめて決定することになりますが、いただきました御意見の反映、調整については、私に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。なかなかオンラインだとこれがやりにくいのですが、今お声も上がったので、異議がないということで、皆様の意見を基本方針の変更及び今後の運営に反映していただくよう、私と事務局で調整させていただきたいと思います。関根先生、何かある（関根委員、うなづく）。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続いて、プロジェクト間の連携の在り方、それに関連したNEDOの体制整備について、事務局及びNEDOからそれぞれ資料3と4に基づき説明をお願いいたしま

す。

まず、事務局・笠井室長からよろしくお願ひします。

○笠井室長 事務局でございます。

資料3を御覧いただければと思います。1枚おめくりいただきまして、少し図のようなもので御説明できればと思います。

それで、これは既に皆様御理解の点かと思いますけれども、基金の事業につきましては、部会、こここのところで基本方針を含めまして、基本的な運営の在り方、理念を整理いただいているということでございます。その下に分野別のワーキンググループということで、今3つほど設置しまして、ここで具体的な研究開発プロジェクト、社会実装に向けたプロジェクトの内容を御審議いただいているという形になってございます。

それぞれその下に関係府省、NEDOということで、関係府省からはこのワーキンググループにプロジェクトの原案を御提示しまして、そこで議論いただいて、中身がしっかりと出来上がってきたものをNEDOが実際の公募にかけ、そして実施者を選定し、実際のプロジェクトを推進させていくという役割分担、関係性の中でこの事業を推進しているということでございます。

その中で、今まで御指摘を多々いただいているところでは、各プロジェクトをしっかりと進めていくのは当然重要であるということなのですけれども、同時に、各プロジェクトの間には関連性がある、横のつながりがあるものというのはたくさんあるように見える。例えば水素のプロジェクトであると、水素を供給するサプライチェーンをつくっていくというプロジェクトと同時に、この水素を使う側、例えばその水素を用いた製鉄であるとか、航空機や船舶といったものにこの水素を燃料として用いる、こういったプロジェクトがそれぞれ進行しているという中で、片方、どちらかがうまく進んでいないということになると、もう片方のプロジェクトというのも影響を受ける、もしくは進めても成果につながらない、このようなことも発生し得るのではないか。そういう意味で、横の連携、横の間のプロジェクトの進捗をよく見ていくこと、場合によっては協力体制を組むこと、それから、場合によっては、そのプロジェクトの進捗に合わせて、自分のほうのプロジェクトについてもどのように進めていくのがいいのかというようなこともしっかりと検討していくことというのが、成果を高めるということ、全体最適につなげるとかという意味でも重要ではないか。また、無駄な投資をしないで済むという意味でも重要ではないか。このような御指摘を頂戴しておりました。

これについては、まさにおっしゃるとおりだと考えておりまして、それぞれ関係府省のところでそのプロジェクトのある意味オーナーシップを持っております担当課、ドラフトをしている担当課のところをしっかりとつなげていくということが必要ですし、これはある意味、我々基金の事務局たる産業技術環境局の1つの役割だと認識しておりますけれども、こういったところをしっかりと関係府省の間でやっていきたいと考えております。

それから、NEDOの中では、このプロジェクトごとの連携を図っていく。特にこのプロジェクトのある意味、リーダーシップを取るPMと書いてあるプロジェクトマネジャーですけれども、こここのところの連携をしっかりと図っていく。何らかの仕組みなどもつくりながら、しっかりと情報が流通し、場合によっては相互に進捗に向けて協力していくような体制をつくっていくのが重要ではないか。このように考えております。これらを関係府省の間、それからNEDOの中でもしっかりと構築していくというのをこの先しっかりと見てまいりたいと思っております。

あわせまして、この分野別のワーキンググループの中でも、どうしても、現状ですと、各ワーキンググループが見ておられるプロジェクトを縦で見てしまう。こういう関係になっていると思います。例えばこの左側のワーキンググループですと、Bプロジェクトはワーキンググループでご覧いただいてモニリングいただくという関係にあるわけですけれども、Cプロジェクトについては隣の四角のワーキンググループのほうで見ているという意味で、関連性があるのだけれども、ほかのプロジェクトの動きがよく見えないので、そこら辺の全体のマネジメントというか、Bプロジェクトのマネジメント上、モニタリング上もなかなか分かりにくいところもある。このようなことだと思いますので、そういったときには、ここに（仮）ということで書いていますけれども、必要に応じてこういうジョイントワーキングみたいなものも設置しながら、そこに各ワーキンググループの委員の方にも一部参画いただいたり、外部の有識者に入っていただいたりということ、それから、担当課室やNEDOのほうのプロジェクトマネジャーからもしっかりと情報を集約しまして、その中で関連するプロジェクトがしっかりと全体最適につながるようなマネジメントにつなげていく、こういうことをしっかりとやってまいりたいと考えてございます。

この中で特に、先ほど申し上げましたとおり、実施の主体という意味ではNEDOが極めて重要な役割を果たすということだと考えております。その中で、このプロジェクトマネジャーというのがプロジェクト間の連携を図っていって、それぞれのプロジェクトの成果を高めるという意味でも、極めて重要だと思っています。そういう意味で、このプロジ

エクトマネジャーに求められる能力であるとか、要件であるとか、こういったところもしつかり踏まえながら、事業の体制を構築していく必要があろうと考えているわけですけれども、その点について、この後、NEDOから今現状の検討状況、検討している事項について御説明をさせていただきまして、御審議をいただければと考えております。

それでは、NEDOから続けて御説明をお願いできますでしょうか。

○三橋理事 NEDOの三橋でございます。

ただいまプロジェクトの連携というお話をいただきました。ここにつきまして、この基金事業におけるNEDOの役割、さらにそれを踏まえて、プロジェクトそのものを効果的に実施していくための方針について、改めて触れました上で、この基金事業の特徴を踏まえて、その成果を最大化、さらにそれを効率的に実施していくための対応について、NEDOがどのように取り組みたいと考えているかということについて、この部会にお諮りして議論をいただきたいと考えております。

最初に立ち返りまして、NEDOの役割でございますが、これは、当初に議論いただきました基本方針の中にしっかりと書かれているものですけれども、まず、基金事業の基本方針、さらに研究開発・社会実装計画、そして分野別の資金配分方針が部会、そしてその下のワーキンググループの中で決定されておりますので、それを踏まえて、NEDO自身はそのプロジェクトごとに公募を実施して採択、さらには契約、補助金の場合にはその交付の決定を行うというところまでがまず1つ。そして、その後、プロジェクトの開始、そして推進ということになりますが、その事業を日々進捗管理しながら、その推進を支援していくこと。そして、そのプロセスにおいて、ワーキンググループあるいは関係する省庁などへの報告などを行う役割をNEDOは担っております。

これをしっかりと実施していく中での1つの大きな役割として、本日、先ほど事務局より説明がありましたプロジェクト間での有機的な連携というのが図られる必要があるということで、ここにおいてもNEDOの役割が非常に重要なものになるということを考えております。実際にワーキンググループに対するプロジェクト間の連携の状況についてもしっかりと報告をしていくことが必要であるということは改めて確認してございます。また、当然、ワーキンググループ、あるいはこの部会でももちろんですけれども、そのプロジェクトの進捗状況などの報告を踏まえて、意見をいただいたり、より関心をいただいて注目されている点、フィードバックが必要な点などがありましたら、そのプロジェクト単独のみで閉じることなく、相互に情報を共有しながら、その結果を反映していくような取組をし

っかり実施していくということを考えております。

そして、そのプロジェクトの実施のところの細部にもう少し入っていきますと、本日用意しております資料4の中で、後ろのほうにポンチ絵がありますので、そちらのほうを改めて御覧いただきますと、NEDOがプロジェクトを実施する場合には、プロジェクトごとにプロジェクトチームなるものを編成いたします。そのプロジェクトチーム自身が公募、あるいは採択、そして契約など、その実施を行っていくわけですけれども、その中で、それを取りまとめる統括責任者をPMというように私ども称しております。このPM自身も、先ほどから話題になっておりますプロジェクト間連携を行う際の非常に重要なキーポイントの1人になると思いますので、プロジェクトの間でこのPM同士でよく連携を取っていくことが非常に肝要だと思っております。このPM自身は、御案内のとおり、技術的知見が必要であることに加えて、当然、業務フロー、契約手続、資金の管理などもございますので、そういった手続、さらにはこうした国として実施するプロジェクトでございますので、対外的な広報も当然非常に重要な任務です。さらには、役所と一緒にしっかりと連携していくという意味でも、その調整機能が非常に重要な能力となりますので、それをしっかり持つていただく必要がある。そういうことでございます。

ここから改めてこの基金事業の重要性、そして特徴について着目しますと、特に経営者が目標の達成に対してコミットしているということが注目すべきポイントでございます。したがって、経営者との間でPMというのが円滑なコミュニケーションができる人、直接話ができるような関係にある人が充てられることが、その資質上、最も鍵になるのではないかと思っております。予算の規模、あるいは目標達成までの期間というのも、今までNEDOが経験したことのない規模になります。この中でしっかりと実施していくという意味で、非常にしっかりと人材を、そのプロジェクトを実施します企業から派遣していただくことが非常に重要であると考えております。

その上で注意すべき点は、当然、その企業の方からPMになるためにNEDOに来ていただくということになりますと、万が一にも利益相反行為のような不適切な行為がないようになりますが非常に重要になってまいりますので、そのために必要な防止策を講じるということが非常に重要で、これは当然今までしっかりとやってきているわけですけれども、こうしたプロジェクトマネジャーに参画企業から出向で直接来ていただくという際には、さらに精緻に、厳格に、しっかりと措置を講じて実施していくことが必要であると考えております。

資料の3. のところを御覧いただけますでしょうか。今申し上げたポイントについて改めて触れておりまして、NEDOとしてのプロジェクトの実施体制について触れております。

まず1つ目のところで、この目標年限としては、最大で10年、さらに、予算規模でも、今までのNEDOのナショナルプロジェクトに比べて大きいものだと10倍という非常に大きな事業である。これを効率的に、かつ最大の成果を上げるためには、これまでにない新しい取組をしっかりとやって、結果を出していくということが必要であろう。そのために最も重要なのは、PMの配置、そして任用であるという点が我々の問題意識であります。

そのために、ここに経営者自身コミットしているわけですが、この経営者がしっかりとコミュニケーションを取れる、その企業自身の技術的知見、ネットワークがしっかりと手元にある人を使ってPMに充てていくということをやっていきたいということでございます。

そして、そのために実際にNEDOが取ります具体的な利益相反の措置について少し御紹介したいと思いますので、この別表のところに進んでいただけますでしょうか。

表のところを御覧いただきたいと思いますので、さらに次のページに進んでいただきまると、ここでは2ページにわたって、NEDOが基本方針上任されている役割、そしてその中でPMが行う業務、さらに、そこで万が一にも想定されます利益相反行為そのもの、それをいかに防止するためにどういう措置を取るかということを具体的に書き下しております。ここでは全ては触れませんけれども、1つ御紹介させていただきますと、当然この予算の配分といいますか、予算自身幾らかということはワーキンググループで決まるわけで、細部の部分ということになりますが、この部分について、過度に自分の出向元の企業に有利なような予算配分の調整をしかねない、あるいはそうした実施計画が出てきたときの審査を行う可能性がある。このようなことが想定されるわけですけれども、こういった際に対応するために、予算配分に係る措置については、当然、審査自身は第三者委員会が実施しますし、特に職員としては、自社、親元の企業に関わる業務には触れないということ、関与させないということを対応させる方針としております。

こういった形で、逆に、では、誰がやるのということについて申し上げますと、これは同じプロジェクトチーム、今申し上げたメンバーの他の者がそれを代わってやるという形で実施していきたいと考えております。

なお、今日お配りしているこの資料の3ページ目の5番のところは、あらかじめ委員の皆さんに昨日までに御説明していたものから項目を増やしてございます。その点について

改めてここで明確に確認させていただきたいと思いますけれども、万が一にも、出向元企業と派遣されたPMが、ある意味意図的に不正な行為をするようなことがあった場合ですけれども、そうした場合には契約解除等の措置をしっかりして、基金事業の実施主体から排除するということ。さらに、補助金の交付を停止するなどの措置を当然のことながら講ずるということを考えております。

以上がNEDOからの説明になります。

○益部会長 ありがとうございます。一気に説明がありましたが、それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。今2つあったかと思いますが、今度はあいうえお順で、もしよろしければ意見をいただきたいのですが、たしか途中で抜けると言っていた栗原委員、まだいらっしゃるのかしら。途中で抜けるとおっしゃっていたので。

○栗原委員 4時前までおりますので、大丈夫です。

○益部会長 大丈夫ですか。それでは、名簿順で恐縮でございますが、伊藤委員、もしよろしければお願ひいたします。

○伊藤委員 伊藤でございます。説明どうもありがとうございました。

プロジェクトマネジャーの重要性についてはよく分かりました。おっしゃるように、情報とか、知識とかを考えると、参加チームの方が出向で出るということのメリットも非常に大きいと思いますので、ここに書かれているような、いわゆる利益相反みたいなことに対して、きちっとチェックをつくっていただきたいと思います。これで十分なのかどうかということは、ちょっと私、この分野は土地カンがないので分かりませんけれども、専門家の方がしっかりとやったという意味では十分なのだろうと思います。

その上で、ただ、1つ気になることがありますて、このプロジェクトマネジャーに企業から出てきてもらうということを想定したときに、一般的にはガバナンスの問題であると思うのです。ガバナンスというように私が違う言葉を使ったのは、ブレーキとアクセルの両面があつて、利益相反に対してチェックをかけるというのは、言わばブレーキの部分をしっかりと持つということなのですけれども、逆にすくんてしまつて、あまり大胆なプロジェクト運営ができないということでも困るわけで、そういう意味でのアクセルとブレーキの両面でどう見るかということを、もう一回バランスを見て考えていただいたほうがいいのかなと思いました。

それから、2つ目は、連携、協力とかということに関連して絵が配されました。分野ワーキンググループ、関係府省、NEDOとここに書いてあって、この話はよく分かるので

すけれども、どこまで屋上屋なのかなというところが非常に気になっていて、やはりプロジェクトマネジャー、この絵でいうとBプロジェクトとCプロジェクトの間で連携案件、非常に重要なことがあると、それぞれのプロジェクトマネジャーがお互いに連携して、いろいろなことを調整するということが重要だということはよく分かりますし、それを上の関係府省だとか、あるいは上のワーキンググループ、この場合には連携したテーマですから、複数のワーキンググループに御報告するということも分かるのですが、それに加えて、ワーキンググループの間で3、4名のジョイントワーキンググループを必要に応じてつくると書いてあることの意味というのは、多分、ワーキンググループの間での連携の議論が必要だということは分かるのですが、では、具体的にどれくらいの頻度が考えられるのかとか、ここでのワーキンググループの中で議論することと、下のPM同士で議論する、あるいは連携するということの間の調整みたいなのはどのように考えるのかというのがちょっと分かりにくいものですから、できるだけ重層的に組織をつくったほうがいいというのはよく分かるのですが、その結果として、屋上屋を重ねるようなことがあってもいけないと思うので、そこら辺のところはちょっと考えていただきたい。これは駄目という意味ではなくて、機能するような形で仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○益部会長 大変貴重なコメントありがとうございます。

次、大野委員、お願いできますでしょうか。

○大野委員 ありがとうございます。今、伊藤委員がご発言されたように、連携ですけれども、連携が機能するようにぜひつくっていただければと思います。ワーキンググループ間や、プロジェクト全体の中でも連携ができるような、強い意味の連携というよりは、意見交換ないしは情報交換ができるような形も必要かなと感じています。それは社会環境の整備について、プロジェクト全体で共有することがあるのではないかと思っているからであります。技術開発だけではなくて、社会システムの整備や規制緩和、標準なども含めて、パッケージで進めることが重要で、ワーキンググループの研究開発項目ではそういうものが入っていて、とても心強く思っているところです。ただ、規制に関しては、たくさんの省庁が重層的にこれまで網をかけている部分がありまして、どういう規制があって、どういう障壁があるのか、あるいはどういう推進方法があるのかということは必ずしも省庁間でも共有できていない面もありますので、ぜひそういう全体像の分かるマップをプロジェクトの皆さんに提供できるような努力をしていただけるといいかなと思います。そ

といった資料が非常に分かりやすい形で出てまいりますと、本事業全体の成功の大きな一助になると思います。

2点目のプロジェクトマネジャーの件については、そのとおりだなと思います。成功に導くためには、参画企業からの出向人材を充てる。それで、利益相反行為を未然に防止するための措置を十分に講じるということを前提に、私は賛成したいと思います。

ここで1つ御質問ですけれども、ここで考えられていた仕組みは、この前の議題で出てまいりました研究独法や大学に対しても当てはまる形になっているのか。あるいは、なっていないのだったら、そのところを適切に加えていただければと思いますけれども、その点はいかがでしょうかということが私からの質問でございます。

以上です。

○益部会長 大変貴重なコメントありがとうございます。御質問のPMについて、研究開発法人あるいは大学については、笠井室長、現時点でお考えかという、もしコメントがあれば。

○笠井室長 笠井でございます。

すみません、ちょっと今の御指摘の趣旨をいまいち捉え切れていないところがあるかもしれません。PMについて、しっかりと利益相反の措置を講じた企業から来ていただくということと同時に、案件によっては、大学等との関係の中でそういった人材を求めていくということもあろうかと思いまして、そういう意味では同じように、もしそういったところから来ていただくといったようなケースの場合には、しっかりと利益相反の措置というが必要になるということはあろうかと思います。

ただ、いずれにしても、今回のケースについては、まさに特定のプロジェクトの実施企業との関係で、そこの企業の方からPMに来ていただくという意味で、極めてダイレクトに利害関係があるということだと思いますので、そこをより明確にしたということでございます。

すみません、もし御指摘の趣旨を捉えていないことであれば、もう一度御指摘を頂戴できればと思います。大変恐縮です。

○益部会長 多分、大野先生の御質問は、仮に大学が研究主体となって申請できる。今は大学はないのだけれども、もしそういうことが起きたとき、あるいは既に研究開発法人が代表者で申請している課題について、例えば研究開発法人から、あるいは大学から誰かPMになる人を出向させるということを想定しているのですかという、非常にダイレクト

な質問だと私は思うのですけれども、これ、実は答えは、もちろんそういうこともあり得るし、企業が実施主体になっている場合に、その企業の方が常にPMかというと、そうではなくて、企業から出向した方がPMになることも当然あり得るということで、場合によつては、複数企業が出ている場合には、中立的な機関の方がNEDOに出向して、そこでPMをやる場合もある。場合によつては企業から来るPMもいる。いろいろなケースがあると理解していただけだとよいかと思うのですが、大野先生、それで御理解できますでしょうか。

○大野委員 企業からの出向者を充てるという形のときの利益相反はこのように縛るという立てつけになつてゐるので、PMが大学や研究独法から出向する場合にも同様のことが行われる。用語に関しても、研究独法や大学で当てはまるのかどうかというところがちょっと気になつたので、御質問させていただきました。いずれにせよ、そういう形で準じて利益相反をきちんと見ていくということだと理解しました。どうもありがとうございます。

○益部会長 どうもありがとうございます。

國部委員、よろしいでしょうか。

○國部委員 國部でございます。ありがとうございます。

プロジェクト間、ワーキンググループ間の連携と、NEDOにおけるプロジェクトマネジャーの選定について申し上げます。

まず、プロジェクト間等の連携については、連携を密に行う仕組みを幾重にも用意することが重要と考えます。これまでの部会でも申し上げてきたとおり、カーボンニュートラル実現に向けた様々な技術開発がクロスオーバーする中、プロジェクト間、あるいはワーキンググループ間の連携が極めて重要です。プロジェクトマネジャー間の連携が適切に行われれば問題ないですけれども、そうでないケースも想定されます。また、プロジェクトマネジャーの権限を越える調整事項、あるいはプロジェクトマネジャーでは解決できない事項というのも出てくると思いますので、こうしたケースに備えて、例えば資料にもあるとおり、経産省さんの担当課同士の連携、あるいはワーキンググループの座長間の連携等々、やはり柔軟かつ密に連携が図られる仕組みを二重、三重に講じておくべきと考えます。

次に、NEDOにおけるプロジェクトマネジャーの選定について。、本基金の支援対象となるプロジェクトの難易度が極めて高い点を踏まえれば、利益相反を未然に防止する枠組

みをしっかりと構築することを前提として、そのプロジェクトについて最も知見のある参画企業からの出向者をプロジェクトマネジャーに充てることは合理的と考えます。言うまでもなく、万が一にも利益相反行為が生じた場合には、本基金事業全体の信用を失墜させかねない、大きなレビューションリスクと隣り合わせであることも念頭に置いて、利益相反を防止する体制をしっかりと確立するとともに、的確な運用に努めていただきたい。

からは以上です。

○益部会長 ありがとうございます。利益相反の問題が万が一にも生じると、本当に社会からの本プロジェクトに対するレビューションが大きな問題を起こしてしまうので、大事な点だと思います。ありがとうございます。

栗原委員、お願ひいたします。

○栗原委員 ありがとうございます。私もプロジェクト間の連携という点とNEDOにおけるPMの在り方の2点について、それぞれコメントさせていただきます。

1つ目のプロジェクト間の連携については、必要な場面が多々出てくるだろうと思いましたので、必要に応じてジョイントワーキングですか、あるいはワーキンググループ間での連携を、例えばワーキンググループのレベル、あるいは関係省庁でのレベル、NEDOの中でのプロジェクト間ということで連携するのは、望ましい方向だと思います。時として、個別のプロジェクトについてはいいのですけれども、プロジェクト間の先後、こちらを先に行って、それを踏まえて次のプロジェクトを進めるということもあると思いますし、共通した基盤として、その成果が利用できるというようなものもあると思います。全体最適を誰がどこで見ていくのかというのは大変重要だと思いますので、ジョイントでのワーキンググループですか、全体を俯瞰したものを部会のほうにもフィードバックをしていただいて、かつ、国民に対しても示していくということが重要ではないかと思います。

それから、2つ目のNEDOのPMについてですけれども、プロジェクト参画企業から出ること、それがベターな選択肢だということがあり得るということではあります。PMについては、プロジェクトを実施する企業と円滑なコミュニケーションをすることが重要である一方で、そのプロジェクトについて、例えば技術的な評価や市場での優位性などを、健全に厳しい目で見るということも重要だと思いますので、そういうことを出向元の企業から独立して管理ができる位置づけや処遇、仕組みも作らなければいけないと思います。是非そういう役割だということを認識していただきたい。

例えば、市場優位性等を健全な厳しい目で見るということで言うと、PMだけではなく、

外部有識者による委員会が審査、評価、助言という機能を果たしていますので、実施企業からのPMという体制を取るのであれば、このポジションである技術・社会実装推進委員会のメンバーの方々からの審査、評価、助言をより実効性のあるものにしていただきたいと思います。

それから、PMの利益相反については、形式的な面だけではなくて、独立性ということをいかに実質的に向上させるかということが重要だと思います。例えば、2年おきに出向元から交代で来て、2年たつたら帰りますというようなことを繰り返していると、果たして出向元から独立しているのだろうかというようなことにもなりかねませんので、長いプロジェクトですから、例えば出向期間等もポイントにし、実質的に独立性が向上するような仕組みになっているのか、こういうところも見ていただきたいと思います。

以上です。

○益部会長 どうも大変ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

次、関根委員、お願ひできますでしょうか。

○関根委員 ありがとうございます。今、栗原委員のおっしゃったことと非常に私も同意でございまして、同じ意見でございます。やはり気になっていたのは出向期間の件でございます。企業からの出向というのがこの5年、10年のプロジェクトと時間軸が合わないということがどのようにしていくのかという辺りは気になるところです。そういった点では、金融セクターや商社のような俯瞰的に技術を眺めて、投資判断に対してうまくプロモートできるような方々というのがマネジャーになるのが私としてはなかなかいいのではないかと感じているところではございますが、もちろん、当該分野に明るい方で適任の方がいて、その方が偶然出向だった。かつ、その方は利益相反にはならないということであれば、今回のような文言をつけてお認めすることに何ら異論はございません。

なので、原則このルールとしてやることには異論はございませんが、運用を実際やっていくと、なかなかそういう方はおられなくて、実際は商社とか金融とかからそういう広い視野の方をお招きするほうがむしろふさわしいのではないかと感じた次第です。

以上です。

○益部会長 どうもありがとうございます。

玉城委員、もう参加されているかしら。参加されていますね。

○玉城委員 途中から失礼します。

○益部会長 よろしくお願ひします。

○玉城委員 よろしくお願ひいたします。私もPMの選定に関して少し気になっておりまして、選定要件を、利益相反の回避を考えると、明確に決めておいたほうがいいと思います。重要なところだけ。あまり要件をきつく締めすぎると、先ほど関根委員からもお話をあったとおり、人材がなかなか見つからないというようになってしまいます。一方で、國部委員からもお話をありましたとおり、選定はしっかりする。現時点では必須要件とか推奨要件の構想がもしあれば、教えていただきたいと思っております。

例えますけれども、必須要件ではないかもしれません、IPAのPM資格保持者とか、利益相反に明確に知識があるとか、実務経験とか、中立的であるかとか、そういったほかにも推奨要件として、例えば男女の比率がきちんと合うように、特に女性が少くなりやすいので、少なくならないように選定したほうがいいだとか、あとは年代的なばらつき。若い人を登用しようということで、若い人ばかりになってしまってもまずいですし、年代的にはばらついていたほうがいいとか、そういった推奨要件とかがもし今の構想段階でありましたら、教えていただけないでしょうか。お願ひいたします。

○益部会長 ありがとうございます。三橋理事、何かコメントできますか。

○三橋理事 ただいまの玉城委員の御質問あるいは御指摘に対して、まずお答えしたいと思います。例示として挙がったものと、最初に私がお話しする点がちょっと異なる部分がありますけれども、ちょっと最後まで聞いていただけるとありがたいかなと思います。

まず、プロジェクトマネジャー、そのスキルといいますか、なっていただくために必要なことについては、まず、そのプロジェクトを実施するという意味で、そのプロジェクトの分野、研究開発の内容について知見がしっかりとあること。そして、その情報を得るために必要な人的ネットワークをその人自身がちゃんと持っていること。さらには、予算を使ってプロジェクトを実施していくことになりますので、その進捗管理、予算の配分、さらにはこのプロジェクトの途中、終わった後の評価、広報をしっかりと対応する能力があるかどうか。さらには、今回は社会実装が前提となってコミットすることになっていますので、その社会実装に向けたシナリオ、個別の分野ごとの戦略、その横断的なクロスしたところでの戦略を立てられること。さらには、その独創性とか、結果に対する分析、評価をする能力なども併せて考えます。そして、組織マネジメント的に、チームマネジメントの能力、さらにはトラブル、障害があった場合への対応のリスクマネジメントの能力などがまず基本的な能力として求められるということになろうかと思います。競合する人材がたくさんいる中で、先生が御指摘あるような、例えば若手の登用、さらには、女性の人がよい人が

いるといったような点についても最大限の配慮をしていくということが我々のやるべきことかなと考えております。

○玉城委員 ありがとうございます。なかなかPMに求める要件というのが、おっしゃるとおり、実は挙げると、リスクマネジメントも含めて、たくさん選定要件があると思うのですけれども、おっしゃったとおりの人材があればいい。今おっしゃったとおり、必須要件というのは恐らく明記して出向元から選定されていただくということで理解いたしました。ありがとうございます。

○益部会長 どうもありがとうございます。宮島委員、いらっしゃいますでしょうか。

○宮島委員 ありがとうございます。まず、プロジェクト間の連携に関しては、これまでの方もおっしゃったように、言うまでもなく非常に連携が必要だと思いますので、進めさせていただきたいと思います。

NEDOがお示しされたプロジェクトマネジャーに関してなのですけれども、これは私自身いろいろな意味でとても心配が浮かんだというのが正直なところでございます。

まず1つ確認ですけれども、資料4の前半のところの、諮る事項としては、参画企業からの出向人材を充てることを可能とすると書いてあるのですけれども、2ページ目には③のところで、可能な限りプロジェクト参画企業からの出向者を充てることとしたいとあります。つまり、いろいろな中で出向者になることもあるというよりは、NEDOとしては基本出向者であることを軸とするとお考えということなのだと思うので、それで起こり得る心配を全部消さなくてはいけないと思いました。

起こり得る心配なのですけれども、私は自分の仕事上、外からの批判、メディアもですけれども、今やSNSの様々な批判がどういう形で来るかということに日々接しておりますと、国ですかそういうところが公的なお金などでやったことに関して、最近大きな批判としてあるのは、悪いかどうかということよりは、何となく内輪でやっている感に対して批判が物すごく強いと感じております。

具体的には、一部の事業の委託に関してとか、ルール上はある程度守っていても、実際問題として何か内輪でやっている感じ、内輪で物事が決まっている感じに対して、物すごく強い批判が上がっていると思うので、今回、出向の方をその真ん中に据えるということは、見られ方としては物すごく内輪に見えてしまうのだということは覚悟する必要があると思います。内輪に見えるのだけれども、やはりこの人しかいないよねというようなところを納得させられるだけの要件もですし、それなりの選別をしないと、事業がうまくい

っているときはいいのですが、うまくいかなかったときに、正直いろいろな批判というのは、状況にすごく詳しくて批判をする人ばかりではないので、要するに出向の人がPMをやっていて、うまくやっているのねみたいな批判というのが容易に想像できますので、それを打ち消すことができるだけ、ちゃんと選定過程とかルールを示さないと、先が怖いと思います。まさにこの基金の信頼のところに触る問題だと思います。

私自身は、人材が足りないというか、なかなか適切な人は難しいということですとか、今回の事業がNEDOにとっても大きなチャレンジであるということが分かりますので、おっしゃっていることは分かるので、まさに透明性を最大限にするために、できることは全部やるべきと思っております。具体的には今日、「5.」というのを入れていただいたのですけれども、まずその中で、みんな心配しているのは利益相反だけではないと思うのです。何となくお得な、内輪でやっている、ちょっと得みたいなところにもすごく厳しいと思います。例えば単語として、5の2行目は、自社にとって有利な取扱いをするように促すなどと書いてありますけれども、するように促すというのは、かなり直接的に、自分で是分かっていてすることだと思うのですけれども、そこまで行かなくても、何となく情報が常にツーツー、出向しているわけですから当然ツーツーであったり、周りから見て不公正だと感じさせるようなことすらも、非常に危険な行為になると思いますので、例えばここは有利な取扱いにつながる情報伝達などとか、もうちょっと緩いこともだめなのだというような表現にしたらどうかと思います。

2つ目は、NEDOさん自身がおっしゃっているように、今まででは関係しない企業からの出向社員またはプロパーをPMに充てていると書かれていて、今回は、この基金の大プロジェクトに鑑み、可能な限り参画企業からの出向者にするという大きな変化なわけです。だから、この変化だということを、この会議をやっていることそのものが既にオープンですけれども、関係の方々に、今度からPMは出向者なのですということをしっかりと打ち出されたほうがいいと思います。そこで、分からないですけれども、いや、幾ら何でもそれはないでしょうというようなのか、状況が、周りがどう見るかということが私には分かりませんけれども、その空気感のところを間違ってスタートしてしまうと、本当に後になって問題が起ったときに非常に危険だと思うので、ちゃんとそこをはっきり打ち出していただきたいと思います。

さらに、前も申し上げましたけれども、常々起こりがちなのは、やはり外の、採択されなかったところから見て、自分たちから新しいアイデアとか新しいことが分かっても、も

はや参画できない遠いものになってしまったということがものすごく不満につながる可能性がありますので、全体として隨時、情報に常に触れられる状況にしておくことですか、何か意見があつたら、それをちゃんと受け止めて反映しているという、実際、受け止めるということだけではなくて、受け止めていると相手側に思ってもらえる、周りがNEDOは非常にオープンな状態でこの基金の運営をやっているのだということがはつきり分かるような情報の公開とキャッチボールということをつくっていただく。かなりそういうことをやらないと、本当に申し訳ないですが、要するに出向者がPMやっているんだろうみたいな形だけでの批判も容易に想像がつくだけに、本当にここに乗り込むのだったら、すごくがっちり固めていただきたいと思います。

以上です。

○益部会長 大変重要な観点、そう見られてしまうという現実が今あるということをよく認識してやるということの重要性について、大変貴重な御意見ありがとうございます。

どうもありがとうございます。今、一通り御意見をいただきました。御発言されたと思うのですが、足りなかつた点、ほかの委員の御意見に対してのコメント等、あるいは付け加えることがありましたら、御発言いただければと思うのですが、いかがでしょう。三橋理事から何かある。

○三橋理事 幾つかあるのですけれども、最初に、伊藤先生からアクセルとブレーキという点のお話がございましたので、この部分について、NEDOの考えを申し述べたいと思います。

まず、アクセルという意味では、まさしく今回、プロジェクトを実施する参画企業の一番主要なところからPMを迎えて実施しようという行為そのものが、従来に比べてアクセルが踏みやすいといいますか、アクセルになっているのかなと思っています。他方で、ブレーキの部分については、ここで利益相反措置というのを講じるということをお示ししている以外に、特に組織としてのガバナンス、これは何かといいますと、PMの上司に当たる人間が、NEDOのトップを含めてしっかり管理する、組織的にマネジメントするということで対応していきたいという考え方でございます。これを踏まえて、ブレーキとアクセルをうまくバランスさせて対応していくということを、私ども、今日の御指摘の中で肝に銘じたいと思います。

それから、今、宮島委員から御指摘のありました、今日の資料の中での3ページ目の5.について、御指摘のあつた2行目の有利な取扱いにつながるという、より範囲が広いとこ

るについてもしっかりと考へるというところについては、周りからの疑惑が発生しないよう
にという観点では、まさしくそういったところも相互監視を働く必要があると思ふ一方、ここの文言上は、紙の後段が補助金交付の停止などのかなり強い措置にな
っていますので、行為自身とで合わせてきっちりセットになるところを考えていくとい
うことが必要だと思いますので、そこは弁護士先生とかを含めて、こういったところをどこ
まで書き込めるかということを含めて、私どもの考えをあらかじめ整理して対応していき
たいと思います。

それから、誤解なきようにと思ひまして、1点、話を加えさせていただきますと、この
PMという人は、いわゆる独立的な機関といいますか、機能というよりは、あくまでNED
Oの中の組織の中の一員ということになりますので、その職員自身の働きについては、
ガバナンス、それは上司、これは部長とか理事以上のトップも含めたラインの中でしつか
り、その人の動きを管理、担保していくということをしていきたいと思います。

○益部会長 ありがとうございます。御意見等、御発言ございますでしょうか。よろし
いですか。

ありがとうございます。少し私からも述べさせていただきたいのですが……

○笠井室長 すみません、宮島委員から。

○益部会長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 すみません。今の御説明をいただきまして分かりました。つまり、5番の
私がこうしたほうがいいのではないかと申し上げたことについて、確かに拝見すると、補
助金交付の停止などの措置を講ずるということにつながるので、中ぐらゐのところはこの
文書には入れにくいのかなというのは分かりました。とすると、もしかして中間的な部分
に関しての縛りがちょっと弱いかなと。

つまり、物すごくはっきりとした不正行為とか、すごくはっきりとした情報の利益相反
をした場合に関しては縛りがあるのだけれども、一般の人が思っている、何となくもうち
よつともやつとしたお得な内輪の行動というか、本当にいろいろなSNSとか週刊誌とか
で書かれそうなことに関して、ちょっと縛りが何か足りない気はするのです。すごい悪い
ことさえやらなければ、何となく通ってしまうように見えなくもない。ごめんなさい、
私、心配し過ぎかもしれないですけれども、世の中の批判は大体そういうところに集中し
ていると日々思っていますので、そこを何とかうまくガバナンス的に切り分けられること
をお考えいただければと思います。

○益部会長 三橋理事、どうぞ。

○三橋理事 宮島委員、ありがとうございます。非常に深く考えていただいているということだと私自身受け止めております。

少しだけちょっと、なかなか、字にまではしていないところについて、少しだけ今の点、中間的なところへの対応、措置が見えないというところは、今お示ししている資料はそのとおりではないかと思います。その部分についてどうかというところを少し補足させていただきますと、NEDOのこのプロジェクトマネジメントは今、PM1人ではなくてチームに属するメンバーみんなで事実上対応しているところもありますので、その横の人たちが、おかしい行為をやっているということを横で見るという気づきということも当然ありますし、上長自身が、おい、おまえ、そんなこと、何をやっているんだという意味での管理という両面、横と上からということがありまして、こうした場合に備えた内部、さらには外部双方からの通報の仕組みがNEDOの中にはしっかりと整えられている点——これで十分かという議論はもちろんあるのですが、そういったこともこの場合は組み合わせて、しっかりと機能させていくということが非常に重要なのかなと受け止めております。

○益部会長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 あくまでスタートとして、私がNEDOさんの行動に疑念を持っているのではなくて、どう見えるかとか、どう批判を受けるかということについてすごく気になっています。そういう意味では、つまり実際に機能するように中がなっているということだけでなく、機能するような形を整えたのだということを思い切り見せたほうがいいかなという感じがしております。みんな様々な指摘をするときに、物すごく細かいやり取りまでしっかりと見て記事にしているわけではないので、そこでぱっと見たときにというか、すごく単純なやり取りでもしっかりとしているという形を整えられるのがスタートしてはいいかなと思います。すみません、よろしくお願いします。

○益部会長 ありがとうございます。三橋理事、ぜひよく御検討をお願いいたします。

○三橋理事 承知いたしました。

○益部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ、関根先生。

○関根委員 ありがとうございます。短いコメント。今の宮島委員のコメントに私も大きく賛同しているところですが、そのお話の中にございましたNEDOの出向者から選ぶのか、選んだ方がNEDOの出向者であることを認めるかというのは大分意味が違うと思うのですが、大きく書かれているほうはNEDOの出向者である、NEDOへの出向者で

あるということをお認めしましょうということで、それに対しては私は何ら違和感がないのですけれども、後ろで細かく書いているところで、当該企業からのNEDOへの出向者の中から選ぶというのは主従が逆転しているように見えるのです。その辺というのはどちらが正しいのかという辺りは、何か御判断あれば、三橋さんのNEDOのほうでお考えを教えていただければ。

○益部会長 三橋理事、どうぞ。

○三橋理事 今の点は、まず、公募の後、プロジェクトの採択がなされて、どこかが決定した段階でPMの選定作業に入るわけですが、そのPM自身がプロジェクトの担当原課の役所とNEDOとでよく相談をして、この人が適任であろうという人を見つけてきて、その人が企業にいる人だと、その人に出向で来てもらうというイメージです。

○益部会長 よろしいでしょうか、関根委員。

○関根委員 分かりました。そこはさっきの宮島委員の御指摘と私は全く同感で、それならそれとちゃんとPM選定要領のところにしっかり書くべきだと思います。誤解を受けないように。そうやって書いてあって出向者が選ばれているなら誰も文句を言わないとと思うのです。なので、やましく見えない仕組みというのをしっかり明文化しておかないと、お金が大きくて規模が大きいだけに、今までのNEDOの中で一番大きいとさっきおっしゃっておられましたけれども、だからこそ公明正大に見える仕掛けをしっかりつくったほうがよいと思いました。

以上です。

○益部会長 三橋理事、どうぞ。

○三橋理事 何度もすみません。御指摘のとおり対応したいと思います。

○益部会長 ありがとうございます。それでは、私から1つだけ。皆様の御意見はそのとおりだと私も思っていて、特に最後の宮島委員の話は考えが全く及んでいなかったので、非常に大事な点だと改めて思いました。

1つだけ。今日の皆様の御意見の中であまり出ていなかった、PMがいて、プロジェクトごとのメンバーがいて、それを周りから見ている、言葉では社会評価委員のような立てつけが書いてあったかと思うのですが、私も幾つかのプロジェクトと関係していたときに、評価というのが、外から見ている評価委員というのがすごく重要で、例えば、いろいろなところで指摘させていただいているのですが、採択があり、中間評価がありというように幾つかあったときに、その都度、独立性を保つのだということで、全く違った委員構成に

なったりすると、ここ、言い方はすごく難しいのですが、そういうときに選ばれる方というのは非常に優秀な方が多くて、いろいろな観点の意見をお持ちの方が多い場合が多くて、そもそもプロジェクトの理念は御理解いただけるのだけれども、今まで培ってきたそもそもの原則でやってきたこととは全く違う方向の御意見が出てしまって、またそれが強い意見になってしまふと、実際の実施者が振り回されることが多い。

何のために実施者がやっているかというと、いろいろなところの評価委員会という言い方はあれなのですが、そういうところのためにまた仕事をしていて、ペーパーワークばかりになってしまって、実際のプロジェクトの進行が阻害されるということが多いので、同じ人がずっとやっているというのも、これはこれで問題が当然あるので、ただ、常に独立にやったほうがいいのだということでばらばらになって、実施者が右往左往することがない。このうまいバランスを、今は社会推進委員会ということになっていたかと思うのですが、そこにぜひうまい評価委員会を設けてほしいということを思っているところです。これについては事前にNEDOにもお伝えして御理解いただいて、うまくその辺りも御配慮いただけだと聞いています。

ほか、何か発言が少し残った方はいらっしゃいますか。

ありがとうございます。それでは、これで2番目の議題についての意見交換、自由討議を終了させていただきます。

本日は、長時間にわたり、また今回は本当に急にお集まりいただいて、実際プロジェクトが走り出している中での非常に重要な点について、皆様方の御意見を伺わせていただきました。大変ありがとうございます。本当に走りながらやっているという部分をぜひ御理解いただければと思います。これも常によりよいプロジェクトにしていきたいということのあらわれと思っていただければと思います。

事務局においては、今日いただいた皆様の御意見を踏まえて、効率的な事業運営に向か、引き続き検討をお願いいたします。

最後、2番目の点についても少し事務局から連絡があるかと思います。事務局より連絡事項をお願いいたします。

○笠井室長　　笠井でございます。

本日も長時間にわたる御議論をいただきまして、ありがとうございました。御議論いただきまして、幾つか御意見も頂戴しております。それも踏まえてということですけれども、基本方針のほうにつきましては、変更の案について速やかに意見を反映しまして、その上

で、部会長と御相談し、御了解いただいた上で決定してまいりたいと考えてございます。

また、グリーンイノベーション基金の実施に係る新しいプロジェクトの管理の方法ということで、本日、NEDOからも御説明させていただきました。この点につきましては、また改めて経済産業省とNEDOの中で、本日いただいた議論も踏まえた上で議論して、その結論を次回の部会でしっかりと報告させていただければと考えてございます。

あわせまして、評価を踏まえた柔軟な資源配分の方針の在り方など、今後の論点ということでお示しさせていただいた点についても、しっかりと議論をし、具体的な案をお示ししまして、今後御議論いただきたいと考えてございます。

今後の部会の開催の日時及び方法につきましては、また部会長と御相談の上で改めて御連絡をしたいと考えております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○益部会長 どうもありがとうございます。

それでは、以上で産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（第5回）を閉会させていただきます。本日は皆さん大変ありがとうございました。

——了——

(お問い合わせ先)

産業技術環境局 環境政策課 カーボンニュートラルプロジェクト推進室

電話：03-3501-1733

FAX：03-3501-7697